

## 7 資料

### (1) 令和7年度推進会議開催内容

| 日 程        | 内容等  |
|------------|--|
| 令和7年7月25日  | 第1回 江戸川区性の平等と多様性を尊重する<br>社会推進会議<br><br>【主な検討内容】<br>・(案) 江戸川区性の平等と多様性を尊重する社会づくりに関する意識調査 調査項目等について   |
| 令和7年10月23日 | 第2回 江戸川区性の平等と多様性を尊重する<br>社会推進会議<br><br>【主な報告事項】<br>・江戸川区性の平等と多様性を尊重する社会づくりに関する意識調査 スケジュールについて<br><br>【主な検討内容】<br>・江戸川区男女共同参画推進計画の推進状況調査報告書に対する意見等    |
| 令和7年12月12日 | 第3回 江戸川区性の平等と多様性を尊重する<br>社会推進会議<br><br>【主な報告事項】<br>・江戸川区性の平等と多様性を尊重する社会づくりに関する意識調査 調査結果(速報値)について<br><br>【主な検討内容】<br>・江戸川区男女共同参画推進計画の推進状況調査報告書に対する意見等 |

## (2) 江戸川区性の平等と多様性を尊重する社会推進会議 委員名簿

|    | 区分    | 氏名                      | 団体等  |
|----|-------|-------------------------|--|
| 1  | 学識経験者 | よこやま かずこ<br>横山 和子<会長>   | International Career Development(株)代表取締役<br>ハリウッド大学院大学 非常勤講師 |
| 2  |       | うらおか ゆみこ<br>浦岡 由美子<副会長> | ふなぼり駅前法律事務所<br>江戸川区法律相談協力会会員                                 |
| 3  | 区民等   | あべ けんいち<br>阿部 兼一        | 連合江戸川地区協議会副議長<br>アターブル松屋労働組合 書記長                             |
| 4  |       | いうち くにこ<br>井内 公仁子       | 江戸川区ケアマネジャー協会副理事長  |
| 5  |       | うえくさ かずや<br>植草 和也       | 江戸川区立小学校PTA連合協議会会長   |
| 6  |       | かのう しの<br>加納 志野         | ワーク・ライフ・バランス推進企業表彰受賞企業<br>有限会社大千 代表取締役                       |
| 7  |       | たかはし じゅんこ<br>高橋 淳子      | 区民   |
| 8  |       | はらしま ゆうき<br>原島 裕紀       | 区民   |
| 9  |       | ひの しまこ<br>日野 志磨子        | 江戸川区人権教育推進委員会副委員長<br>江戸川区立南葛西中学校校長                           |
| 10 |       | まつした ゆきひろ<br>松下 幸博      | 江戸川区連合町会連絡協議会<br>篠崎地区連合町会会長                                  |
| 11 |       | みやもと みちこ<br>宮本 道子       | 東京人権擁護委員協議会江戸川地区委員会会長  |
| 12 |       | もり のぶゆき<br>守 伸之         | 東京商工会議所江戸川支部副会長<br>守製鋌株式会社 代表取締役社長                           |

(敬称略・五十音順)

# (3) 江戸川区性の平等と多様性を尊重する社会づくり条例

令和四年三月三十日条例第二号

## 目次

### 前文

### 第一章 総則（第一条—第八条）

### 第二章 基本的施策（第九条—第十四条）

### 第三章 推進体制（第十五条・第十六条）

### 第四章 雑則（第十七条・第十八条）

### 付則

日本国憲法に掲げる個人の尊重と法の下での平等の理念の下、国においては、男女雇用機会均等法をはじめとした法制度の整備など、国際社会と連動しながら様々な取組がなされてきました。江戸川区においても、平成十九年に江戸川区男女共同参画推進計画を策定し、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に進めてきたところです。

しかし、性別等に起因する不当な差別や暴力などの人権侵害や、性別による固定的な役割分担意識とそれに基づく社会的慣行等により生きづらさを抱える人々が、依然として存在するなど、課題は多く残されています。

性別等に起因する不当な差別や暴力などの人権侵害は決して許されず、私たち一人一人が、それを容認しない意識と、自ら考え主体的に行動する姿勢を不断に持ち続けることが必要です。

誰一人取り残されることのない社会の構築は、人類共通の課題であるとともに、私たち区民の願いです。性別等に起因して、家庭、職場、学校、地域等で制限や排除がされてはなりません。私たちは一人一人異なる存在ですから、性別、性的指向及び性自認をはじめ価値観、生き方なども様々です。性の多様性をはじめ多様な生き方を認め合い、誰も排除しない包摂性を築くことが、地域との絆を基礎とした私たち区民の安心と幸福につながります。

江戸川区はここに、ともに生きるまちを目指す条例（令和三年六月江戸川区条例第十九号）が掲げるまちの姿を踏まえ、国や国際社会とも呼応し、誰もが、性別等の違いを超えて、多様な個人として尊重され、排除されることなく、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、その個性と能力を十分に発揮して、自分らしく生きることのできる社会の実現を目指して、この条例を制定します。

## 第一章 総則

### (目的)

**第一条** この条例は、性の平等と多様性を尊重する社会づくりに関し、その基本となる理念を具体的に明らかにし、江戸川区（以下「区」という。）、区民等、教育関係者及び事業者の責務並びに区の施策の基本的事項等を定めることにより、性の平等と多様性を尊重する社会を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

### (定義)

**第二条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意味は、当該各号に定めるところによる。

- 一 性の平等と多様性を尊重する社会 全ての人々が、性別等に起因した不当な差別や暴力を受けることなく、多様な個人として尊重され、排除されることなく、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、その個性と能力を十分に発揮して、自分らしく生きることのできる社会をいう。
  - 二 性別等 性別（生まれた時に割り当てられた性をいう。以下同じ。）、性的指向及び性自認をいう。
  - 三 性的指向 異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、異性と同性両方に向かう両性愛、いかなる他者も恋愛又は性愛の対象としない無性愛等、人の恋愛又は性愛がどのような対象に向かうかを示す指向をいう。
  - 四 性自認 自分が女性又は男性であるのか、その中間であるのか、そのどちらでもないのか、流動的であるのか等自らの性に対する自己認識をいう。
  - 五 ドメスティック・バイオレンス等 配偶者、交際相手、パートナー等の親密な関係にある者又は親密な関係にあった者からの身体的、精神的、社会的、経済的又は性的な暴力及び特定の者に対して行うつきまとい行為をいう。
  - 六 ハラスメント 他者に対する発言、行動等が、本人の意図に関係なく、不当に相手や周囲の者に不快感若しくは不利益を与えること又は相手の就労環境その他の生活環境を害することをいう。
  - 七 メディア・リテラシー 多様な情報伝達媒体からの情報を能動的に解釈し、適切に判断する能力及び表現方法としてこれらを適切に利用して発信する能力をいう。
  - 八 区民等 江戸川区内（以下「区内」という。）に居住する者、区内で働く者、区内で学ぶ者その他区内で活動をする者をいう。
-

九 教育関係者 区内において学校教育、社会教育その他の教育に携わる個人及び法人その他の団体をいう。

十 事業者 営利又は非営利にかかわらず、区内で事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。

(基本理念)

**第三条** 区は、次に掲げる事項を基本理念として、性の平等と多様性を尊重する社会を推進する。

一 ドメスティック・バイオレンス等、ハラスメント、性別等に起因する不当な差別その他の性別等に起因する人権侵害が根絶されること。

二 全ての人の性的指向及び性自認に関する自己決定が尊重され、性的指向及び性自認に起因する日常生活上の困難等が解消されること。

三 全ての人が、性別による固定的な役割分担意識に基づく社会制度や慣行にとらわれることなく、その個性と能力を発揮し、自らの意思と責任において多様な生き方を選択できること。

四 全ての人が、性別等にかかわらず、社会の平等な構成員として、あらゆる分野の活動方針の立案及び決定に平等に参画する機会が確保されること。

五 学校教育、社会教育その他の教育の場において、性の平等と多様性を尊重する社会を支える意識の形成及びメディア・リテラシーの育成に向けた取組が行われること。

六 全ての人が、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動と職場、学校、地域等における活動の調和の取れた生活を営むことができること。

七 全ての人が、妊娠、出産等の性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）を認め合い、生涯にわたり健康で自分らしい生き方を選択できること。

八 国際社会及び国内における性の平等と多様性を尊重する社会に係る取組を積極的に理解し、推進すること。

(区の責務)

**第四条** 区は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、性の平等と多様性を尊重する社会を実現するための施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

2 区は、区民等、教育関係者、事業者、国及び他の地方公共団体その他の関係機関等と連携し、協力して性の平等と多様性を尊重する社会を推進するものとする。

---

(区民等の責務)

**第五条** 区民等は、性の平等と多様性を尊重する社会について理解を深め、家庭、職場、学校、地域等の活動において、これを実現するよう努めるものとする。

2 区民等は、区が実施する性の平等と多様性を尊重する社会を実現するための施策に協力するよう努めるものとする。

(教育関係者の責務)

**第六条** 教育関係者は、性の平等と多様性を尊重する社会の推進に果たす教育の重要性を認識し、これを行うよう努めるものとする。

2 教育関係者は、区が実施する性の平等と多様性を尊重する社会を実現するための施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

**第七条** 事業者は、性の平等と多様性を尊重する社会について理解を深め、事業活動を行うに当たり、これを実現するよう努めるものとする。

2 事業者は、全ての人が家庭、職場、学校、地域等における活動の調和の取れた生活を営むことができるよう環境の整備に努めるものとする。

3 事業者は、区が実施する性の平等と多様性を尊重する社会を実現するための施策に協力するよう努めるものとする。

(禁止事項等)

**第八条** 何人も、ドメスティック・バイオレンス等、ハラスメント、性別等に起因する不当な差別その他の性別等に起因する人権侵害を行ってはならない。

2 何人も、個人の性的指向、性自認に関して、正当な理由なく、公表を強制し、若しくは禁止し、又は本人の意に反して公にしてはならない。

3 何人も、情報の発信及び流通に当たっては、性別等に起因する人権侵害に当たる表現を用いないよう十分に配慮しなければならない。

---

## 第二章 基本的施策

### (推進計画)

**第九条** 区は、基本理念を実現するための計画（以下「推進計画」という。）を策定し、これに基づき、総合的かつ計画的に性の平等と多様性を尊重する社会を推進するものとする。

2 推進計画の策定に当たっては、あらかじめ第十五条第一項に規定する江戸川区性の平等と多様性を尊重する社会推進会議の意見を聴くものとする。

3 区は、推進計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

4 区は、毎年、推進計画に基づく性の平等と多様性を尊重する社会の推進に関する施策の進捗状況を公表するものとする。

### (推進施策)

**第十条** 区は、性の平等と多様性を尊重する社会を実現するため、推進計画に基づき、次に掲げる施策を行うものとする。

一 ドメスティック・バイオレンス等、ハラスメント、性別等に起因する不当な差別その他の性別等に起因する人権侵害の根絶に向けた施策

二 多様な性に関する理解の促進と性的指向、性自認に起因する日常生活上の困難等の解消に向けた施策

三 性別による固定的な役割分担意識の解消に向けた施策

四 政策決定及びあらゆる場での意思決定の過程における性の平等と多様性を尊重する社会を推進するための施策

五 学校教育、社会教育その他の教育の場において、性の平等と多様性を尊重する社会を支える意識の形成及びメディア・リテラシーの育成に向けた施策

六 性別等にかかわらず、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動と職場、学校、地域等における活動の調和を可能とするための施策

七 生涯にわたる妊娠、出産等の性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）の確保に向けた施策

八 国際社会及び国内における性の平等と多様性を尊重する社会に係る取組についての理解及び推進に向けた施策

九 前各号に掲げるもののほか、性の平等と多様性を尊重する社会を実現するために必要な施策

(積極的改善措置)

**第十一条** 区は、性別等に起因する理由により参画する機会に不均衡があると認める場合には、区民等、教育関係者及び事業者と協力し、格差是正のために必要な措置が講ぜられるよう努めるものとする。

(附属機関等の委員)

**第十二条** 区は、附属機関等の委員の構成について、男女（性別又は性自認に基づく男女をいう。以下同じ。）の数が均衡するよう努めるものとする。

(災害対応における配慮)

**第十三条** 区は、災害等への対応（災害発生に備えた平常時の対策を含む。）において、性の平等と多様性を尊重する社会の視点に十分配慮するものとする。

(拠点の整備)

**第十四条** 区は、性の平等と多様性を尊重する社会の推進を図るための拠点を整備するものとする。

### 第三章 推進体制

(推進会議)

**第十五条** 性の平等と多様性を尊重する社会を推進するため、江戸川区長（以下「区長」という。）の附属機関として、江戸川区性の平等と多様性を尊重する社会推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

- 2 推進会議は、区長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査及び審議を行う。
    - 一 推進計画の評価、変更その他推進計画に関する重要事項に関すること。
    - 二 区における性の平等と多様性を尊重する社会の推進に関すること。
    - 三 前二号に掲げるもののほか、区長が必要と認めること。
  - 3 推進会議は、前項に定めるもののほか、性の平等と多様性を尊重する社会の実現に関し必要があると認めた事項について、調査及び研究を行い、区長に意見を述べることができる。
  - 4 推進会議は、区長が委嘱する十二人以内の委員をもって組織する。ただし、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の十分の四未満であってはならない。
  - 5 委員の任期は二年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
-

6 推進会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、必要な資料を提出させ、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(苦情申出)

**第十六条** 区民等、教育関係者及び事業者は、区に対して、区が実施する性の平等と多様性を尊重する社会の推進に関する施策に係る苦情を申し出ることができる。

2 区は、前項の規定による申出があったときは、必要に応じて適切な措置を講ずるものとする。この場合において、区が必要と認めるときは、推進会議の意見を聴いて、処理するものとする。

3 区は、第一項の規定による苦情の処理に当たっては、当該苦情を申し出た者に係る情報を保護するとともに、公平かつ適切に行うものとする。

#### 第四章 雑則

(変化への対応)

**第十七条** 区は、将来の環境及び社会的な状況の変化に対応していくため、必要に応じて、この条例の内容を見直すこととする。

(委任)

**第十八条** この条例に定めるもののほか、条例の施行について必要な事項は、区長が別に定める。

#### 付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）第十四条第三項の規定により策定されている江戸川区男女共同参画推進計画は、第九条第一項の規定により策定された推進計画とみなす。

---

## (4) 性の平等と多様性を尊重する社会づくりに関する意識調査 概要・調査票

### 1 調査の目的

本調査は、江戸川区民の性の平等の意識や男女共同参画の実態について調査を行い、性の平等と多様性を尊重する社会に向けた問題点および課題を把握し、「江戸川区性の平等と多様性を尊重する社会づくり条例」に基づく推進計画の策定の基礎資料とすることを目的とした。

### 2 調査の概要

#### ① 対象者及びサンプル数

江戸川区在住の18歳以上の男女（大人） 2,000人

江戸川区在住の小学5年生以上18歳未満の男女（子ども） 1,000人

#### ② 抽出方法

住民基本台帳（令和7年10月1日時点）より無作為抽出

#### ③ 調査方法

郵送による配布・回収及びWEB回答の併用によるアンケート調査

#### ④ 調査時期

令和7年11月1日より同月28日まで

### 3 調査票

次頁以降に掲載

---

# 江戸川区性の平等と多様性を尊重する社会づくりに関する意識調査

## ■記入上のお願い

- ①このアンケート調査は、すべての質問について、女性に関する質問も、男性に関する質問も全ての方がお答えください。
- ②回答は、あてはまる番号に○をつけるか、数字を記入してください。各設問によって○をつける数や数字を記入する数が異なりますので、そのつど書いてある記入方法に沿ってご記入ください。

まず、日ごろの生活で感じていることをおたずねします

問1 現在、つぎのような分野で男女の地位は平等になっていると思いますか。

(1) から (8) のそれぞれについて、あてはまる番号に1つずつ○をつけてください。

|                 |                          |          |                          |                 |       |
|-----------------|--------------------------|----------|--------------------------|-----------------|-------|
| 男性の方が非常に優遇されている | 男性の方が優遇されている<br>どちらかといえば | 平等になっている | 女性の方が優遇されている<br>どちらかといえば | 女性の方が非常に優遇されている | わからない |
|-----------------|--------------------------|----------|--------------------------|-----------------|-------|

《記入例》

|                     |        |   |   |   |   |   |   |
|---------------------|--------|---|---|---|---|---|---|
| (1) 家庭生活で           | —————→ | 1 | 2 | ③ | 4 | 5 | 6 |
| (1) 家庭生活で           | —————→ | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 |
| (2) 職場で             | —————→ | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 |
| (3) 学校教育の場で         | —————→ | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 |
| (4) 地域社会で           | —————→ | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 |
| (5) 政治の場で           | —————→ | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 |
| (6) 法律や制度の上で        | —————→ | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 |
| (7) 社会通念・慣習・しきたりなどで | —————→ | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 |
| (8) 全体として           | —————→ | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 |

問2 つぎのような家庭・結婚・離婚に対する考え方について、あなたのご意見に最も近いものはどれですか。(1)から(7)のそれぞれについて、あてはまる番号に1つずつ0をつけてください。

|  | そう思う | どちらかといえば | そう思わない | そう思わない |
|--|------|----------|--------|--------|
| (1) 「夫は外で働き、妻は家庭を守る」という考え方はよい                  | → 1  | 2        | 3      | 4      |
| (2) 結婚は個人の自由であるから、人は結婚してもしなくてもどちらでもよい          | → 1  | 2        | 3      | 4      |
| (3) 女性は結婚したら、自分自身のことより夫や子どもなど家族を中心に考えて生活した方がよい | → 1  | 2        | 3      | 4      |
| (4) 男性は結婚したら、自分自身のことより妻や子どもなど家族を中心に考えて生活した方がよい | → 1  | 2        | 3      | 4      |
| <hr/>  |      |          |        |        |
| (5) 結婚しても必ずしも子どもをもつ必要はない                       | → 1  | 2        | 3      | 4      |
| (6) 結婚しても相手に満足できないときは離婚すればよい                   | → 1  | 2        | 3      | 4      |
| (7) 一般に、今の社会では離婚すると女性の方が不利である                  | → 1  | 2        | 3      | 4      |

問3 結婚している方（事実婚\*の方もお答えください）におたずねします。

家庭生活での、夫婦の役割分担はどのようになさっていますか。

(1) から (11) のそれぞれについて、あてはまる番号に1つずつ○をつけてください。

(7) から (9) について、子育てを終えた方は、当時の役割分担に○をつけてください。

\*本調査では、婚姻届は出していないが、パートナーと共同生活をしていることを「事実婚」と呼びます。

|                   | 夫の役割 | 夫の役割<br>どちらかといえは | 夫と妻と同程度 | 妻の役割<br>どちらかといえは | 妻の役割 |
|-------------------|------|------------------|---------|------------------|------|
| (1) 家庭の重大問題の決定    | 1    | 2                | 3       | 4                | 5    |
| (2) 家計の管理（やりくり）   | 1    | 2                | 3       | 4                | 5    |
| (3) 食事のしたく        | 1    | 2                | 3       | 4                | 5    |
| (4) 食事のあとかたづけ     | 1    | 2                | 3       | 4                | 5    |
| (5) 掃除・洗濯         | 1    | 2                | 3       | 4                | 5    |
| (6) 買い物           | 1    | 2                | 3       | 4                | 5    |
| (7) 育児（乳幼児の世話）    | 1    | 2                | 3       | 4                | 5    |
| (8) 子どものしつけ       | 1    | 2                | 3       | 4                | 5    |
| (9) 子どもの教育        | 1    | 2                | 3       | 4                | 5    |
| (10) 老親の介護・看護     | 1    | 2                | 3       | 4                | 5    |
| (11) 自治会等地域でのつきあい | 1    | 2                | 3       | 4                | 5    |

女性の就労・活躍推進についておたずねします

問4 「女性の働き方」についておたずねします。つぎの(ア)(イ)について、下の選択肢の中からそれぞれ1つずつ、《回答欄》に番号を記入してください。

(ア) 女性の働き方について、あなたが望ましいと思うのはどれですか。

(イ) あなた自身の働き方は、つぎの中のどれにあたりますか。男性の方は、配偶者やパートナーのことについてお答えください。

\* 配偶者やパートナーのいない方は、問5にお進みください。

1. 結婚や出産をしても、同じ仕事を続ける《就業継続型》
2. 子育ての時期だけ一時やめて、その後はフルタイムで仕事をする《中断再就職型》
3. 子育ての時期だけ一時やめて、その後はパートタイムで仕事をする《中断再就職型（パートタイム）》
4. 学校卒業後は仕事を持たず、結婚後または子育て終了後から仕事を持つ
5. 子どもができるまでは仕事を持ち、子どもができたらか家事や子育てに専念する
6. 結婚するまでは仕事を持つが、結婚後は家事に専念する
7. 仕事は持たない
8. その他〔具体的に： 〕
9. わからない・選べない

《回答欄》

(ア)

(イ)

全員の方が【資料1】を読んでからお答えください。

【資料1】

総務省の「令和3年社会生活基本調査」によると、夫婦共働き世帯において、1日の中で、育児や介護、家事などに費やす時間を男女別に比較すると、男性は53分、女性は4時間18分となっています。同様に、仕事に費やす時間を男女別に比較すると、男性は6時間54分、女性は4時間16分となっています。育児や介護、家事などに費やす時間は女性の方が長く、仕事に費やす時間は男性の方が長い現状となっています。

問5 育児や介護、家事などに女性の方がより多くの時間を費やしていることが、職業生活における女性の活躍が進まない要因の一つだという意見がありますが、あなたはこの意見について、どう思いますか。あてはまる番号に1つ○をつけてください。

1. そう思う
2. どちらかといえばそう思う
3. どちらかといえばそうは思わない
4. そうは思わない



問6-3 問6で「3. 男性の育児参加はあまり必要でない」「4. 男性の育児参加は全く必要でない」と回答した方におたずねします。

男性の育児参加は必要ないと思う理由はつぎのどれにあたりますか。  
あてはまる番号に2つまで○をつけてください。

1. 女性の方が子育てに向いているから
2. 男性は育児よりも職業や商売を優先した方がよいから
3. 男性は育児に対する自信がないから
4. 男性が育児をすることに周囲の理解が得られないから
5. その他〔具体的に： \_\_\_\_\_ 〕

#### 教育についておたずねします

問7 これから、男女が平等な社会をつくるために、学校教育ではどのようなことが重要になると思いますか。あてはまる番号に3つまで○をつけてください。

1. 名簿や整列などを男女で分ける習慣をなくすこと
2. 学校生活の中で、児童・生徒の男女による役割分担をなくすこと
3. 生活指導や進路指導において、男女の別なく能力や個性を生かせるようにすること
4. 教師自身が男女平等教育の意義をよく理解すること
5. 日ごろの学習の中で、男女平等意識を育てていくこと
6. 校長や教頭（副校長）など役職のある立場に女性を増やしていくこと
7. PTAなどを通じ、保護者等地域の大人が男女平等教育の理解と協力を深めること
8. その他〔具体的に： \_\_\_\_\_ 〕
9. とくにない
10. わからない

#### 介護についておたずねします

問8 あなたは、ふだんから高齢者の介護をする場合に、家庭内の分担はどのようにするとよいと思いますか。あてはまる番号に1つ○をつけてください。

1. 主として女性が受けもつ方がよい
2. 男女が共同して受けもつ方がよい
3. 主として男性が受けもつ方がよい
4. その他〔具体的に： \_\_\_\_\_ 〕
5. わからない

問9 今後、男性が介護に参加していくためには、どのようなことが重要になると思いますか。あてはまる番号に3つまで〇をつけてください。

1. 男性が介護休暇制度を利用しやすくなること
2. 労働時間の短縮や在宅勤務、フレックスタイム\*の導入などがすすむこと
3. 男性のための介護講座を充実すること
4. 男性自身が介護に取り組む意識をもつこと
5. 男性が気軽に介護の問題について相談できる窓口を設けること
6. 家族の間で介護について十分に話し合うこと
7. 男性の介護参加を妨げるような社会通念が変わること
8. その他〔具体的に： \_\_\_\_\_〕
9. わからない

\*業務の繁閑や、職種などによって出勤や退社の時刻、休日など働く時間帯を変更できる制度です。

### 職業、ワーク・ライフ・バランスについておたずねします

問10 現在のあなたの職業はつぎのうちどれにあたりますか。

1～13のうち、あてはまる番号に1つ〇をつけてください。

\*パートタイムやアルバイトで働いている方も4～8の中からお答えください。

1. 農業・商工サービス自営業（卸・小売店、飲食店、理髪店、工作所等の自営業主など）
2. 自由業（開業医、著述業、芸術家など）
3. 家業の手伝い
4. 経営・管理職（企業経営者、企業・官庁の管理職など）
5. 専門・技術職（教員、研究者、勤務医、看護師など）
6. 事務・営業職（事務、営業従事者など）
7. 技能・労務職（技能工、製造・建設作業員、運転手など）
8. 販売サービス職（店員、外交員などの販売従事者や美容師、調理師、守衛等のサービス従事者など）
9. 内職
10. その他の職業〔具体的に： \_\_\_\_\_〕
11. 学生（専門学校、大学生など）

→ 問10-2に  
お進みください

12. 主婦・主夫（ご自分で経済的な収入を得ていない方）
13. 無職

→ 問11に  
お進みください

問10-2 勤め人の方（問10で4～8と回答した方）におたずねします。

あなたの主たる働き方はつぎのうちどれですか。あてはまる番号に1つ〇をつけてください。  
パートタイム、アルバイトの方はあなたのお勤め先の呼称でお答えください。

1. 正社員・正職員
2. パートタイム
3. アルバイト
4. 派遣・登録社員
5. その他〔具体的に： \_\_\_\_\_〕

問10-3 勤め人の方（問10で4～8と回答した方）におたずねします。

あなたの職場では、男女間でつぎのような格差がありますか。  
思いあたるものの番号にいくつでも○をつけてください。

1. 募集や採用の面で格差がある
2. 賃金・昇給の面で格差がある
3. 昇進・昇格の機会に格差がある
4. 女性の仕事は補助的業務や雑務が多い
5. 入社時研修や業務研修などの機会に格差がある
6. 女性には結婚退職や出産退職の慣習がある
7. 女性の定年が男性より早い
8. その他〔具体的に： ]
9. とくに男女の格差はない
10. わからない

問11 問10で「12. 主婦・主夫」または「13. 無職」と回答した方におたずねします。

あなたが、現在働いていない理由はつぎのどれにあたりますか。  
あてはまる番号に3つまで○をつけてください。

1. やりたい仕事や条件の合う仕事が見つからないから
2. 働きたくてもなかなか採用してもらえないから
3. 働かなくても経済的に困らないから
4. 家事・育児に専念したいから
5. 高齢者や病人の世話があるから
6. 健康・体力に自信がないから
7. 職業能力に自信がないから
8. 趣味や社会活動など他にやりたいことがあるから
9. 家族が反対するから
10. 家族の転勤や転居があるから
11. 扶養家族でいる方が経済的に有利だから
12. 働きたくないから
13. その他〔具体的に： ]

問11-2 問10で「12. 主婦・主夫」または「13. 無職」と回答した方におたずねします。  
あなたは今後働きたいと思いませんか。また、どのようなかたちで働きたいと思いませんか。  
あてはまる番号に1つ〇をつけてください。

1. 働くつもりはない
2. 正社員・正職員として働きたい
3. パート・アルバイトとして働きたい
4. 派遣・登録社員として働きたい
5. 自分で事業を起こしたい
6. 在宅勤務\*をしたい
7. その他〔具体的に： \_\_\_\_\_ 〕

\*ふだんは在宅でパソコン等を使って仕事をし、必要に応じて出勤することをいいます。

問12 全ての方に、生活と仕事の調和（ワーク・ライフ・バランス）についておたずねします。  
生活の中での、仕事、家庭生活、個人の生活（地域活動、趣味・学習等）の優先度について  
お伺いします。

(1) 「希望」としての優先度

あなたの「希望」に最も近いものを下の①～⑧の中から  
1つだけ選び、右枠内に数字を記入してください。

(1) 希望

(2) 「現実」としての優先度

あなたの「現実」に最も近いものを下の①～⑧の中から  
1つだけ選び、右枠内に数字を記入してください。

(2) 現実

- ① 仕事を優先
- ② 家庭生活を優先
- ③ 個人の生活を優先
- ④ 仕事と家庭生活を優先
- ⑤ 仕事と個人の生活を優先
- ⑥ 家庭生活と個人の生活を優先
- ⑦ 仕事、家庭生活、個人の生活全て
- ⑧ わからない

問13 全ての方におたずねします。これから男女ともに働きやすい社会環境をつくるためには、どのようなことが重要だと思いますか。あてはまる番号に3つまで〇をつけてください。

1. 男女ともに労働時間の短縮をはかること
2. 男性の家事・育児・介護への参加を進めること
3. 男女の雇用機会を均等にする
4. 職場での男女の昇進、待遇の格差をなくすこと
5. パートタイムなどの女性の労働条件を向上させること
6. 再就職を希望する人のための講座、セミナーを充実させること
7. 出産後も職場復帰できる再雇用制度を充実させること
8. 保育園、学童保育などの育児環境を充実させること
9. 育児・介護休暇制度などの普及をはかること
10. ホームヘルパーや福祉施設を充実させること
11. その他〔具体的に： 〕
12. とくにない
13. わからない

**ここから、男女の「人権」に関連したことからおたずねします**

問14 セクシュアル・ハラスメント\*（性的いやがらせ）についておたずねします。

あなた自身に対するつぎのようなことで、セクシュアル・ハラスメントだと感じた経験はありますか。あてはまる番号にいくつでも〇をつけてください。

\*セクシュアル・ハラスメントとは、職場や家庭、学校、地域社会において、相手方の意に反して性的な行為を強要したり、性的な言動により生活環境を侵害することです。

1. 結婚すること、しないことなどを話題にされたこと
2. 年齢やからだのことで不愉快な意見や冗談を言われたこと
3. 卑わいなことばをかけられたり、わい談をされたこと
4. ヌード写真やポスターなどを見せられたこと
5. シロジロと見られたり、触られたりしたこと
6. 宴会でお酌やデュエットなどを強要されたこと
7. 意図的に性的なうわさを流されたこと
8. つきあいなどをしつこく誘われたこと
9. 性的関係をもつよう強要されたこと
10. その他〔具体的に： 〕
11. とくにない
12. わからない

問15 家庭内・家族間で起こる暴力、とりわけパートナー（夫・妻・恋人）といった親密な間柄での暴力が問題になっています。あなたは、パートナー（夫・妻・恋人）から、つぎの(1)から(13)のようなことをされた経験がありますか。あてはまる番号に1つずつ○をつけてください。

\* 現在パートナーのいない方は過去の経験をお答えください。該当しない方は、問17にお進みください。

|  | 何度もあった | 1、2度あった | まったくない |
|--|--------|---------|--------|
| (1) 命の危険を感じるくらいの暴行をうけた                       | 1      | 2       | 3      |
| (2) 医師の治療が必要となる程度の暴行をうけた                     | 1      | 2       | 3      |
| (3) 医師の治療が必要とならない程度の暴行をうけた                   | 1      | 2       | 3      |
| (4) 何を言っても無視され続けた                            | 1      | 2       | 3      |
| (5) 交友関係や電話を細かく監視された                         | 1      | 2       | 3      |
| (6) 「だれのおかげで生活できるんだ」とか「甲斐性（かいしょう）がない」などと言われた | 1      | 2       | 3      |
| (7) 大声でどなられた                                 | 1      | 2       | 3      |
| (8) 見たくないのに、アダルトビデオやポルノ雑誌を見せられた              | 1      | 2       | 3      |
| (9) 避妊に協力しない                                 | 1      | 2       | 3      |
| (10) いやがっているのに性的な行為を強要された                    | 1      | 2       | 3      |
| (11) 生活費を渡されない、または制限される                      | 1      | 2       | 3      |
| (12) 給料や貯金を勝手に使われる                           | 1      | 2       | 3      |
| (13) 外で働くことを妨害される                            | 1      | 2       | 3      |

問16 問15で「何度もあった」または「1、2度あった」と回答した方におたずねします。あなたはこれまでに、問15であげたような行為について、だれかに打ち明けたり、相談したりしましたか。あてはまる番号に1つ○をつけてください。

1. 相談した
2. 相談したかったが、相談しなかった
3. 相談しようとは思わなかった

問16-2 問16で「1. 相談した」と回答した方におたずねします。

相談した相手はどなたですか。あてはまる番号にいくつでも○をつけてください。

- |                              |                     |
|------------------------------|---------------------|
| 1. 親族                        | 6. 区役所の窓口・電話相談（5以外） |
| 2. 友人・知人                     | 7. 家庭裁判所、弁護士、警察など   |
| 3. 同じような経験をした人               | 8. 医師、カウンセラーなど      |
| 4. 東京都の窓口・電話相談               | 9. その他〔具体的に： _____〕 |
| 5. 区の「DV相談室」・「配偶者暴力相談支援センター」 |                     |

問17 あなたは、パートナー（夫・妻・恋人）間の暴力をなくすために、どのような対策が必要だと思いますか。あてはまる番号に3つまで○をつけてください。

1. 家庭・学校における男女平等や性についての教育を充実させる
2. 被害者のための相談を充実させる
3. 行政や警察が啓発活動を積極的に行う
4. テレビ・週刊誌などのメディアにおける暴力や性の表現について規制を進める
5. 過激なビデオソフト、ゲームソフト、映画などの販売や貸し出しを禁止する
6. 法律による規制の強化や見直しを行う
7. 犯罪に対する取り締まりを強化する
8. 捜査や裁判の担当官に女性を増やす
9. 被害者の避難場所（シェルター）を充実させる
10. その他〔具体的に： 〕
11. とくに対応の必要はない
12. わからない

#### 職場におけるハラスメントについておたずねします

問18 あなたは職場で何らかのハラスメント等を経験したことがありますか。あてはまる番号にいくつでも○をつけてください。

1. セクシュアル・ハラスメント（性的いやがらせ）
2. マタニティ・ハラスメント  
（妊娠・出産をしたり、育児休業を取得したりした女性社員へのいやがらせ・不当な扱い）
3. パタニティ・ハラスメント  
（育児休業制度などを利用しようとする男性社員へのいやがらせ・不当な扱い）
4. パワー・ハラスメント（職場内での優位性を元にして苦痛を与えること）
5. 性的マイノリティ（LGBT等）に関するハラスメント
6. カスタマー・ハラスメント
7. モラル・ハラスメント（身体的ではなく、言葉や態度等によって行われる精神的な暴力）
8. 就活セクシュアル・ハラスメント
9. ストーカー（つきまとい）行為
10. その他（ ）
11. とくにない

社会参画などについておたずねします

問19 あなたはこの1年間に、仕事や学校以外でどのような活動に参加しましたか。また、今後、どのような活動に参加したいと思いますか。

(1)、(2)のそれぞれについて、あてはまる番号をすべて記入してください。

(1) この1年間に参加したことがある活動

↳ あてはまる番号をすべて記入

(2) 現在参加しているものも含めて、今後参加したいと思う活動

↳ あてはまる番号をすべて記入

1. 自治会や町内会、商店会などの地域活動
2. 保育園・幼稚園の父母会、学校のPTA活動
3. 子ども会や少年スポーツチームの指導や世話
4. 趣味やスポーツの活動
5. 地域の仲間同士集まって行う勉強会や研究会
6. 環境問題、消費者問題、リサイクルなどの市民活動
7. 高齢者や障害者の介護・介助などのボランティア活動
8. 審議会、委員会などの政策決定にかかわる活動
9. その他の活動〔具体的に： 〕
10. どれにも参加していない／どれにも参加したいとは思わない

問20 議員や附属機関等（審議会・行政委員会等）の委員など政策や方針を決定する過程で女性の参画が少しずつ進んでいます。

江戸川区では、女性議員は36.4%（令和6年4月1日時点）、附属機関等の女性委員は29.8%（同時点）を占めています。

あなたは、この数字をどのように思いますか。あてはまる番号に1つ○をつけてください。

1. 少ないと思う
2. 妥当だと思う
3. 多いと思う
4. わからない

問21 問20の回答を踏まえて、あなたは、今後、行政や企業、社会的活動などの方針決定の場に、女性の割合をどの程度増やす必要があると思いますか。

1. もっと増やす必要がある
2. 現状のままでよい
3. これ以上増やす必要はない
4. わからない

問21-2 問21で「1. もっと増やす必要がある」と回答した方におたずねします。

あなたは、今後、女性がより方針決定の過程に参画するためには、どのようなことが必要だと思いますか。あてはまる番号に3つまで○をつけてください。

1. 家庭、職場、地域における性別による役割分担や性差別の意識をなくすこと
2. 男性優位の組織運営を変えること
3. 家族の支援・協力を得ること
4. 女性の能力開発の機会を増やすこと
5. 女性があまり進出していない分野で男女の格差を是正する措置をとること
6. 女性が積極的に意識を改めること
7. 女性の参画を進めようと意識している人を増やすこと
8. その他〔具体的に： 〕

### 性の多様性の尊重と人権についておたずねします

問22 あなたは、つぎの言葉について知っていますか。あてはまる番号に1つ○をつけてください。

| 項目       | 知っている | 聞いたことはあるが詳しい内容まではわからない | 知らない |
|----------|-------|------------------------|------|
| LGBT（※1） | 1     | 2                      | 3    |
| SOGI（※2） | 1     | 2                      | 3    |

※1 LGBTとは、自分と同じ性別の人を好きになる人（レズビアン（Lesbian）・ゲイ（Gay））、同性・異性双方を好きになる人（バイセクシュアル（Bisexual））、体の性と心の性が一致しない人（トランスジェンダー（Transgender））の頭文字をつないだ言葉を意味しています。性のあり方は多様で、こうしたLGBTの枠に当てはまらない人もいます。

※2 SOGIとは、自分自身がどの性に恋愛感情を抱くのかということの意味する「性的指向」(Sexual Orientation)と自分自身がどのような性だと思っているかということの意味する「性自認（Gender Identity）の頭文字をつないだ言葉を意味しています。

問23 あなたの身近な人にLGBT等の人はいますか。あてはまる番号に1つ○をつけてください。

1. いる
2. いない（わからない）



## 生涯を通じた健康支援についておたずねします

問26 あなたは、誰もが生涯を通じたところとからだの健康を維持するために、どのような施策や支援が必要だと思いますか。あてはまる番号に1つ0をつけてください。

1. 各年代における健康に関する意識啓発
2. 健康診査や各種検診などの予防対策の推進
3. 妊娠・出産等に関する支援
4. リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）※の普及・啓発
5. ところとからだに関する相談支援
6. 精神疾患や依存症への支援
7. 自殺予防対策の推進
8. その他（）
9. とくにない

※リプロダクティブ・ヘルス/ライツとは

- ・「性と生殖に関する健康と権利」と訳されます。
- ・平成6（1994）年にカイロで開催された「国際人口・開発会議」において提唱された概念で、生涯を通じて、自らのからだについて自己決定を行い、健康を享受する権利をいいます。
- ・男女がともに持つ権利ですが、とりわけ女性の重要な人権とされており、いつ何人の子どもを産むか産まないかを自ら判断し決定する自由・権利、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが中心課題とされています。
- ・思春期や更年期における健康上の問題、不妊、性感染症の予防など、妊娠・出産に限定されない、生涯を通じてのからだの問題が広く議論の対象とされています。

## 困難な問題を抱える女性への支援策についておたずねします

令和6年4月1日に、性的な被害や、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活、社会生活を円滑に営むことが困難な女性の福祉の増進を図ることを目的として、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」※が施行されました。

※「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」とは

- 女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項を定めることにより、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とするものです。
- この法律上の「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）をいいます。

問27 あなたは、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」をご存知でしたか。  
あてはまる番号に1つ〇をつけてください。

1. 法律も、その内容も知っていた
2. 法律があることは知っているが、内容はよく知らなかった
3. 法律があることを知らなかった

問28 あなたは、性的な被害や、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活、社会生活を円滑に営むことが困難な女性を支援するために、どのような取組が必要だと思いませんか。あてはまる番号に3つまで〇をつけてください。

1. 相談体制の整備等による対象者の早期の把握
2. 気軽に立ち寄れる居場所の整備や、多様な一時保護先の確保
3. 専門職や性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター等と連携した心身の健康回復及び法的課題の解決
4. 自立に向けた総合的な生活・就労・居住支援の提供や、地域での安心な生活を支えるアフターケア
5. 予期せぬ妊娠や、貧困、DV等により子どもを育てることが難しい人への支援
6. 本人の意向を踏まえた個別支援計画の作成、支援会議への本人の参加
7. DV等により一時避難をしている人及び同伴児童への支援体制の強化
8. 関係団体（女性支援を行うNPO法人等）と協働した若年女性等支援の推進
9. 公的な女性支援施設（女性相談支援センターや女性自立支援施設等）の体制強化・機能強化
10. 施策の周知・啓発・広報の強化
11. その他（）
12. わからない
13. 取組をする必要はない

さいごに、あなたのことについてもう少しおたずねします

F 1 あなたの性別について、あてはまる番号に1つ〇をつけてください。

1. 女性            2. 男性            3. その他            4. 回答しない

F 2 あなたの年齢はつぎのうちどれですか。あてはまる番号に1つ〇をつけてください。

1. 18～19 歳            5. 35～39 歳            9. 55～59 歳  
2. 20～24 歳            6. 40～44 歳            10. 60～64 歳  
3. 25～29 歳            7. 45～49 歳            11. 65～69 歳  
4. 30～34 歳            8. 50～54 歳            12. 70 歳以上

F 3 あなたの家族構成はつぎのうちどれですか。あてはまる番号に1つ〇をつけてください。

1. 一人暮らし  
2. 夫婦のみ（事実婚を含む）  
3. 二世帯同居（親と未婚の子が同居）  
4. 二世帯同居（親と子ども夫婦が同居）  
5. 三世帯同居（親と子どもと孫が同居）  
6. その他〔具体的に： \_\_\_\_\_ 〕

F 4 あなたは結婚の経験がありますか。あてはまる番号に1つ〇をつけてください。

1. 結婚している（配偶者と同居している） \_\_\_\_\_  
2. 結婚している（配偶者と別居している） \_\_\_\_\_  
3. 結婚していないが同居しているパートナーがいる \_\_\_\_\_  
4. 結婚したが死別した \_\_\_\_\_  
5. 結婚したが離別した \_\_\_\_\_  
6. 結婚していない \_\_\_\_\_
- F 4-2にお進みください
- F 5にお進みください

F4-2 F 4で1～3と回答した方におたずねします。

あなた方ご夫婦またはパートナーの働き方はつぎのうちどれですか。あてはまる番号に1つ〇をつけてください。

1. 夫、妻またはパートナーだけが働いている  
2. 共働きである  
3. その他〔具体的に： \_\_\_\_\_ 〕

F5 あなたにお子さんはいますか。別居の方も含めてお答えください。  
つぎのうち、あてはまる番号に1つOをつけてください。

- |               |       |                  |
|---------------|-------|------------------|
| 1. 女の子だけいる    | _____ | } → F5-2にお進みください |
| 2. 男の子だけいる    | _____ |                  |
| 3. 女の子も男の子もいる | _____ |                  |
| 4. いない        | _____ | → F6にお進みください     |

F5-2 F5で1～3と回答した方におたずねします。

一番下のお子さんはつぎのうちどれにあたりますか。  
あてはまる番号に1つOをつけてください。

- |              |             |
|--------------|-------------|
| 1. 1歳未満      | 5. 小学校4～6年  |
| 2. 1～3歳未満    | 6. 中学生      |
| 3. 3歳以上の未就学児 | 7. 高校生以上の学生 |
| 4. 小学校1～3年   | 8. 社会人      |

F6 あなたは江戸川区に何年お住まいですか。あてはまる番号に1つOをつけてください。

- |           |             |
|-----------|-------------|
| 1. 1年未満   | 4. 5～10年未満  |
| 2. 1～3年未満 | 5. 10～20年未満 |
| 3. 3～5年未満 | 6. 20年以上    |

————— 質問は以上です。長時間にわたりご協力ありがとうございました。 —————

# 子ども向け調査票

## えどがわくせい びょうどう たようせい そんちよう しゃかい かん いしきちょうさ 江戸川区性の平等と多様性を尊重する社会づくりに関する意識調査



ハピらん

じょせい かん しつもん だんせい かん しつもん  
女性に関する質問も、男性に関する質問も、  
すべて、あてはまる番号に○をつけてください。

じしん こと  
ご自身について、お答えください。

問1 <sup>すべ</sup> <sup>かた</sup> 全ての方におたずねします。

(1) から (7) のそれぞれについて、あてはまる番号に1つずつ○をつけてください。

|                           |          |                |        |
|---------------------------|----------|----------------|--------|
| そう思う<br><small>おき</small> | どちらかというど | どちらかというど<br>ない | そう思わない |
|---------------------------|----------|----------------|--------|

きにゅうれい  
《記入例》

(1) 「男の子だから」「女の子だから」と思うことがある

1    ②    3    4

(1) 「男の子だから」「女の子だから」と思うことがある

1    2    3    4

(2) 性別で教科の得意、不得意があると思う

1    2    3    4

(3) (将来の仕事について) 性別で向いている仕事と向いていない仕事があると思う

1    2    3    4

(4) 「男の子なんだから」「女の子なんだから」と先生に言われたことがある

1    2    3    4

(5) 「男の子なんだから」「女の子なんだから」と親(保護者)に言われたことがある

1    2    3    4

(6) 「男の子なんだから」「女の子なんだから」と祖父母や親せきなど周りの大人に言われたことがある

1    2    3    4

(7) 性別を理由に、思ったことが言えなかったことがある

1    2    3    4

しょうがく ねんせい  
小学5、6年生の方へおたずねします。

じしん  
ご自身のことについて

F1 あなたの性別について、あてはまる番号に1つ○をつけてください。

1. 女性                      2. 男性                      3. 回答しない

F2 あなたの学年はつぎのうちどれですか。あてはまる番号に1つ○をつけてください。

1. 5年生                      2. 6年生

しょうがく ねんせい かた しつもん いじょう きょうりょく  
小学5、6年生の方の質問は以上です。ご協力ありがとうございました。

中学生以上の方は、次のページの質問についてもお答えねがいます。

ここからは、中学生以上の方におたずねします。

問2 (1) から (4) のそれぞれについて、あてはまる番号に 1 つずつ〇 をつけてください。  
ここでは、理系科目：「数学・理科」、文系科目：「国語・社会」とします。

|      |            |                      |        |
|------|------------|----------------------|--------|
| その通り | どちらかというところ | どちらかというところ<br>そのかわない | そのかわない |
|------|------------|----------------------|--------|

《記入例》

|                      |   |                                    |   |   |
|----------------------|---|------------------------------------|---|---|
| (1) 理系科目は男性の方が得意だと思う | 1 | <input checked="" type="radio"/> 2 | 3 | 4 |
| (1) 理系科目は男性の方が得意だと思う | 1 | 2                                  | 3 | 4 |
| (2) 理系科目は女性の方が得意だと思う | 1 | 2                                  | 3 | 4 |
| (3) 文系科目は男性の方が得意だと思う | 1 | 2                                  | 3 | 4 |
| (4) 文系科目は女性の方が得意だと思う | 1 | 2                                  | 3 | 4 |

問3 将来進みたい進路について、性別を理由に否定的な意見を受けたことがありますか。あてはまる番号に 1 つ〇 をつけてください。

- 1.あてはまる 2.どちらかというところあてはまる 3.どちらかというところあてはまらない  
4.あてはまらない

問3-2 前問で「1.あてはまる」「2.どちらかというところあてはまる」と回答した方におたずねします。  
誰に言われましたか。あてはまる番号に いくつでも〇 をつけてください。

- 1.学校の先生 2.親（保護者） 3.兄弟姉妹 4.祖父母や親せき 5.友人（先輩・後輩含む）  
6.塾の先生 7.アルバイト先の上司・同僚等 8.その他

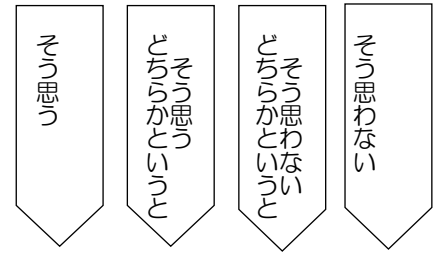
問4 将来就きたい職業について、性別を理由に否定的な意見を受けたことがありますか。あてはまる番号に 1 つ〇 をつけてください。

- 1.あてはまる 2.どちらかというところあてはまる 3.どちらかというところあてはまらない  
4.あてはまらない

問4-2 前問で「1.あてはまる」「2.どちらかというところあてはまる」と回答した方におたずねします。  
誰に言われましたか。あてはまる番号に いくつでも〇 をつけてください。

- 1.学校の先生 2.親（保護者） 3.兄弟姉妹 4.祖父母や親せき 5.友人（先輩・後輩含む）  
6.塾の先生 7.アルバイト先の上司・同僚等 8.その他

問5 (1) から (4) のそれぞれについて、あてはまる番号に1つずつ○をつけてください。



《記入例》

|                      |   |   |   |   |
|----------------------|---|---|---|---|
| (1) 家事は男性の方が向いていると思う | 1 | ② | 3 | 4 |
| (1) 家事は男性の方が向いていると思う | 1 | 2 | 3 | 4 |
| (2) 家事は女性の方が向いていると思う | 1 | 2 | 3 | 4 |
| (3) 育児は男性の方が向いていると思う | 1 | 2 | 3 | 4 |
| (4) 育児は女性の方が向いていると思う | 1 | 2 | 3 | 4 |

問6 (直近1年間のことを思い浮かべながらご回答ください)

次の中から「男らしい」「女らしい」という情報発信を感じたことがあるものについて、あてはまる番号にいくつでも○をつけてください。

- |                     |               |         |
|---------------------|---------------|---------|
| 1.メディア(テレビ、ラジオなど)   | 2.インターネット・SNS | 3.学校の活動 |
| 4.学校外の活動(塾・アルバイトなど) | 5.家庭生活        | 6.地域活動  |
| 7.その他               | 8.該当なし        |         |

無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)の認知度・その他について

問7 無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)について知っていますか。あてはまる番号に1つ○をつけてください。

- 1.よく知っている      2.ある程度知っている      3.あまり知らない      4.全く知らない

問8 無意識の思い込みについて、学校で習ったことはありますか。あてはまる番号に1つ○をつけてください。

- 1.習ったことがある      2.習ったことがない

ご自身のことについて

F1 あなたの性別について、あてはまる番号に1つ○をつけてください。

1. 女性      2. 男性      3. その他      4. 回答しない

F2 あなたの学年(年齢)はつぎのうちどれですか。あてはまる番号に1つ○をつけてください。

1. 中学1年生      2. 中学2年生      3. 中学3年生      4. 高校1年生相当  
5. 高校2年生相当      6. 高校3年生相当